11　12の欄は、希望する移動範囲について、該当する□にレ印を付けること。

12　13の欄は、次によること。

⑴　該当する□にレ印を付けることとし、記載されている以外のものを希望するときは、具体的に記載すること。

⑵　変更の申請の場合であつても、変更後に発射する全ての周波数帯、空中線電力及び電波の型式について、該当する□にレ印を付けること。

13　14の欄は、該当する□にレ印を付けること。

14　15の欄は、次によること。

⑴　免許の申請の場合

ア　申請者が現にアマチュア局を開設しているときは、その免許の番号及び呼出符号を記載すること。

イ　申請者が過去にアマチュア局を開設していた場合であつて、そのアマチュア局の廃止の日又は免許の有効期間満了の日から６月を経過していない場合であつて、そのアマチュア局に指定されていた呼出符号の指定を希望する場合は、その呼出符号を記載すること。

⑵　遠隔操作を行う場合

遠隔操作を行うこと及びその方法（専用線、リモコン局又はインターネットの利用のいずれかをいう。）を記載するとともに、工事設計として次に掲げる要件に適合することを説明した書類を添付すること。

ア　電波の発射の停止を確認することができること。

イ　免許人以外の者がインターネットの利用により、無線設備を操作することができないよう措置しているものであること。

ウ　インターネットの利用による運用中は、免許人が常に無線設備を監視及び制御するための具体的措置がなされていること。

⑶　他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容を記載すること。ただし、第15条第２項の規定により記載を省略する場合には、その旨及びその契約の内容が同一である無線局の免許の番号を記載すること。

⑷　その他参考になる事項がある場合は、その事項を記載すること。

15　16の欄は、次によること。

⑴　２以上の送信機を有する場合は、第１送信機、第２送信機等と表示して各送信機ごとに該当する事項を記載するものとし、全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

⑵　変更の種別の欄は、変更の申請又は届出の場合に限り、変更する送信機において該当する□にレ印を付けること。

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

3　裏面の記載は、次によること。

⑴　２以上の送信機を有する場合は、第１送信機、第２送信機等と表示して各送信機ごとに該当する事項を記載するものとし、この様式１枚に全部を記載できないときは、日本工業規格Ａ列４番の規格の用紙に適宜記載すること。

⑵　「変更の種別」欄は変更する送信機において該当する□にレ印を付けること。